

令和7年1月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(ネ)第424号 損害賠償請求控訴事件(原審・福岡地方裁判所令和5年(ワ)第403号)

口頭弁論終結日 令和6年9月4日

5 判 決

福岡県糸島市加布里5-6-1

控訴人 萩 田 隆 介

東京都中央区日本橋1丁目19番1号

被控訴人 auじぶん銀行株式会社

10 同代表者代表取締役 田 中 健 二

同訴訟代理人弁護士 小 野 孝 明

阿 部 博 昭

主 文

1 本件控訴を棄却する。

15 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1万9800円を支払え。

20 第2 事案の概要(略称等は、特に断らない限り、原判決の表記による。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人で住宅ローンを借り換えるに当たり、被控訴人が控訴人に対して不当に被控訴人指定の司法書士(被控訴人指定司法書士)へ抵当権設定・抹消登記(抵当権設定登記等)の手続を委任するよう強制したこと等により、相場より高額な司法書士報酬の支払を余儀なくされたとして、被控訴人に対し、不法行為に基づき、差額分の損害金3万0888円の支払を求めた事案である。

原判決が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴をした。

控訴人は、当審で、請求を1万9800円に減縮した。

2 前提事実、争点、争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正、付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の2ないし4のとおりであるから引用する。

3 原判決の補正

- (1) 3頁2行目から3行目までを削る。
- (2) 24頁下から3行目の「両規制に共通する争点（正当化理由）」を「正当化事由」と改める。
- (3) 30頁のうち「控訴人主張」の最終段落を「控訴人は、被控訴人の違法行為により、本件司法書士法人からEAJに流れた1万9800円相当の損害を被った。」と改める。

4 控訴理由

- (1) 被控訴人は、控訴人に対して不当にEAJとも抵当権設定登記等に係る取引をするよう強制した。

つまり、被控訴人は、控訴人に対し、住宅ローンの借換えに応じる条件として被控訴人指定司法書士へ抵当権設定登記等の手続を委任するよう求めたので、自己の指定する事業者と取引するように強制したといえる。そして、被控訴人は、間接的には本件司法書士法人に対して上記手続を委任したが、直接的にはEAJに対して上記手続を委任し、EAJが控訴人において本件司法書士法人に支払った司法書士報酬の一部である1万9800円を得たので、不当にEAJとも取引するよう強制したといえる。

- (2) 被控訴人は、控訴人に対して負っていた説明義務の履行を怠った。

つまり、被控訴人は、前記(1)の事情に照らせば、EAJとの取引強制に深く関与していたといえるので、控訴人に対し、EAJに対して抵当権設定登

記等の手続を委任し、EAJが司法書士報酬の一部を得ることについて説明すべき信義則上の注意義務を負っていたといえるが、その履行を怠った。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求を棄却するのが相当と判断する。その理由は、以下とのおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第3のとおりであるから引用する。

2 控訴理由に対する判断

(1) 被控訴人が控訴人に対して不当にEAJと抵当権設定登記等に係る取引をするよう強制したことを認めるに足りる証拠はない。

原判決の説示のとおり、被控訴人はEAJに対して抵当権設定登記等の手続を委任し、EAJは控訴人が本件司法書士法人に支払った司法書士報酬の一部を得たが、この事実をもってしても控訴人とEAJが取引をしていたということはできない。

(2) 被控訴人が控訴人に対してEAJとの取引に関して説明義務を負っていたとは認められない。

原判決の説示のとおり、被控訴人は、令和4年9月当時、抵当権設定登記の司法書士報酬が6～10万円程度になると情報提供を行っていたところ、本件司法書士法人が控訴人に対して提示した司法書士報酬の見積額は9万5700円であったから、被控訴人の情報提供に誤りや不足は認められない。EAJが被控訴人と本件司法書士法人の間に介在したことや司法書士報酬の一部を得たことは、控訴人と本件司法書士法人との間で締結された委任契約の内容に関わらない本件司法書士法人側の内部事情にすぎず、これを被控訴人が控訴人に対して説明すべき根拠はなかったというべきである。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

松田典治

5

裁判官

志賀勝

10

裁判官

穂苅学